



# 建物の管理は 所有者の責務です!

外壁材等の落下や  
飛散により他人に  
被害を与えた場合の  
損害賠償責任

〈市に寄せられる空家の困りごと〉

- ・敷地内の雑草の繁茂、庭木の越境
- ・害虫の発生
- ・動物の侵入
- ・建物の破損
- ・犯罪や放火、不法投棄の恐れ など

庭木が大きく成長、  
建物の劣化が進み  
管理費が増大

空き家を放っておくと…  
周辺環境に大きな悪影響が発生します



## ●法改正により所有者の義務が明確にされました

【空き家等対策の推進に関する特別措置法】(R5.12.13 ~ 改正施行)

Point① 空き家等の所有者等の責務強化

適切な管理の努力義務→適切な管理+市などの空き家等に関する施策に協力する努力義務

Point② 管理不全空き家等の認定(助言・指導・勧告)

市から勧告を受けた場合は、住宅用地特例による固定資産税の軽減措置が解除され、土地の固定資産税が3倍~6倍に

【不動産登記法】(R6.4.1 ~ 改正施行)

Point③ 相続登記の義務化

相続してから3年以内。正当な理由なく義務違反した場合、10万円以下の過料の適用対象に

# ◆ 無料空き家相談会 実施中 ◆

安曇野市指定の安曇野市空家等管理活用支援法人と連携し、不動産関係などの専門家による空き家相談会を実施しています。

令和8年度の開催日…毎月第1金曜日・第3水曜日

## 安曇野市指定 空家等管理活用支援法人

・(一社) 全国空き家アドバイザー協議会 長野県安曇野支部

全国規模の組織力で、各専門のプロが課題解決に向けてワンストップでサポートします。

・NEX-T (ネクスティー) 安曇野

豊富な実績に基づく空き家の活用・住まいの終活について専門団体がサポートします。

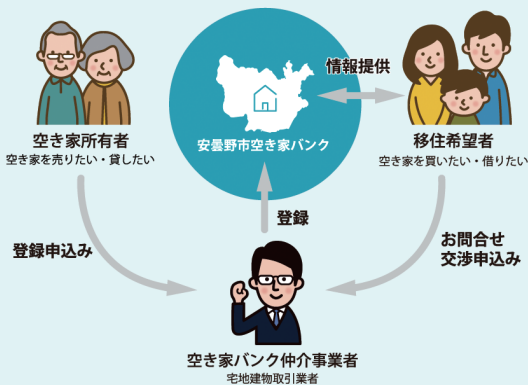


詳細な日程・場所は市HPを確認▲

# ◆ 空き家バンク制度をご利用ください ◆

登録された物件を市のホームページで公開し、空き家を買いたい・借りたいといった希望者へ情報提供を行います。

**Point!** 市が運営していて、手続きは市に登録された仲介業者が行うため安心。物件掲載のための補助金もあります。



## 使い道がなければ活用を

- ・活用への早期の決断がカギ。活用したい人にバトンをつなごう。
- ・空き家の活用が賑わいを生み、地域の活性化につながります。



安曇野市  
空き家バンク



空き家に関する補助金  
(活用が難しい場合は、解体補助金も)

## 空き家所有者向け補助金メニュー

名称	対象経費	補助率	補助額
片付け 清掃補助	残置物の処理費用 庭木の剪定・除草費用	1/3 明科地域は 1/2	上限 10 万円 明科地域は上限 30 万円
空き家バンク 登録者支援補助	不動産登記手数料 不動産登記委託料 測量業務委託料	1/3	上限 20 万円

### 発行・問い合わせ

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市 移住定住推進課 空家活用係  
電話：0263-71-2011 (直通) メール：akiya@city.azumino.nagano.jp

